

枚方市総合文化芸術センター

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日改訂

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大予防を図るため、枚方市総合文化芸術センターの管理・運営及び利用に際しては、本ガイドラインの定めにより行うものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国及び大阪府・市の対処方針の変更の他、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、必要に応じて適宜改訂を行なうものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

枚方市総合文化芸術センター指定管理者、施設利用者は、催事の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、枚方市総合文化芸術センターの管理・運営に従事する者（従事者）、催事に参加するため枚方市総合文化芸術センターに来場する者（参加者）、催事の主催者、出演者及び催事の運営に関わる者（催事関係者）への新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、対策を講じるものとする。

特に『密閉空間（換気の悪い密閉空間）』『密集場所（多くの人が密集している）』『密接場面（互いに手を伸ばせば届く距離での会話や発声が行なわれる）』という3つの条件、いわゆる『3密』のある場では、感染を拡大させる危険性が高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止する等、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要である。

3. 催事関係者が講じる基本的な対策

① 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・人と人との接触を避け、対人距離を確保すること
- ・感染防止のための入場者の整理、待合場所の整理（密にならないように対応）
- ・催事関係者及び参加者、従事者同士での大声での会話を行わないよう呼びかけ、催事関係者及び参加者、従事者同士での大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・施設の換気

枚方市総合文化芸術センターの空調設備は外気交換式で室内の換気能力を有しているが、より十分な換気を行なうため、必要に応じて扉・窓の開放を行う

② 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックの実施の推奨
- ・発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は、入場しないよう呼びかけること

③ 消毒等

- ・施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の利用推奨

- ・催事等の参加者や催事関係者に必要な消毒等については会場入口に設置推奨
 - ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
 - ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
 - ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ④ **ごみの廃棄**
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
 - ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
 - ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う
- ⑤ **その他**
- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する
 - ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく
 - ・その他、具体的な措置については、別紙「施設利用時の遵守事項等について」に基づき、利用をすること

4. 施設管理者が講じる基本的な対策

従事者及び受付にお越しの方に対して以下の対策を講じる

① **人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避**

- ・人と人との接触を避け、対人距離を確保すること
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）
- ・マスクの着用の推奨
 - ※感染症拡大防止の観点から、当面の間、窓口対応など対面の対応が必要な場合においてはマスク着用を推奨する
- ・施設の換気
 - 空調設備の適切な管理により換気を維持する

② **症状のある方の入場制限**

- ・入場前の体温チェックを呼びかけること
- ・発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は、入場しないように呼びかけること

③ **消毒等**

- ・入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の設置
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する

- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
 - ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
 - ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ④ **トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）**
- ・便器内は通常の清掃が良い
 - ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ⑤ **休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）**
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
 - ・休憩スペースは、常時換気することに努める
 - ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
 - ・従事者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ⑥ **ごみの廃棄**
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
 - ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
 - ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う
- ⑦ **清掃・消毒**
- ・アルコール消毒を用い、適宜清掃を実施する
 - ・清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する
 - ・他者と共有する物品や手が触れる場所を特定し、高頻度接触部位については、十分な消毒を実施する
- 【高頻度接触部位】
- ＞ ドアノブ・電気スイッチ・空調スイッチ・机・椅子・電話・蛇口・手摺・エレベーターボタン・トイレの便座・便座の蓋・トイレットペーパーの蓋・水洗レバー等
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い
- ⑧ **その他**
- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する
 - ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく

施設利用時の遵守事項等について

(1) 屋外施設

- ☑ 利用者の中に発熱、せき、下痢などの体調不良者がいないこと。
- ☑ 施設の利用前後に石けんによる手洗いを行うこと。
- ☑ そのほか新型コロナウイルス感染防止のため施設管理者が定めた事項を遵守するとともに、施設管理者の指示に従うこと。

(2) 屋内施設

- ☑ 利用者の中に発熱、せき、下痢などの体調不良者がいないこと。
- ☑ 施設の利用前後に石けんによる手洗いを行うこと。
- ☑ おおむね1時間ごとに扉や窓を開放し、部屋の換気を行うこと。
- ☑ 障害・高齢者施設の利用者は可能な限りマスクを着用すること。
- ☑ そのほか新型コロナウイルス感染防止のため施設管理者が定めた事項を遵守するとともに、施設管理者の指示に従うこと。

(3) その他

- ① あらためて3密を避けるよう注意喚起を行う。
- ② 施設利用の前に遵守事項を「チェックリスト」で確認し、当日の責任者の署名を得る。
- ③ 適宜、館内放送等で遵守事項を周知する。
- ④ ロビーについては、長時間の利用を控えるよう注意喚起を行う。
- ⑤ 可能な限り室内での飲食を避けること。飲食する場合も、できるだけ短時間とするとともに、対面を避け、会話を控えること。
- ⑥ 施設利用及びイベントの際は適切な感染防止対策を実施すること。
- ⑦ 原則として道具類・用具類の貸出は行わない。ただし、利用者が消毒清掃作業を行う場合に限り、貸出を行う（消毒液等を設置）。
※ ドアノブ・机等の消毒清掃作業については施設管理者側で対応する。
- ⑧ 給湯室の共有物（茶器等）の貸出は行わない。ただし、利用者が煮沸消毒を行う場合に限り、貸出を行う。

★ 上記については、国・府・業界団体等の示す基準やガイドラインも適用する。